

静岡労働局「雇用調整助成金センター」を5月11日に新設しました

令和元年の労働災害発生状況について

新型コロナウイルス感染症影響に伴う静岡労働局の対応について

令和2年度 労働保険の年度更新について

令和2年度 電子申請利用促進月間

各種賃金調査への協力をお願い

外国人労働者労働相談コーナーを拡充しました

令和2年3月新規学校卒業者の就職内定状況等（3月末）

静岡県有効求人倍率（令和2年3月）



裾野市中央公園

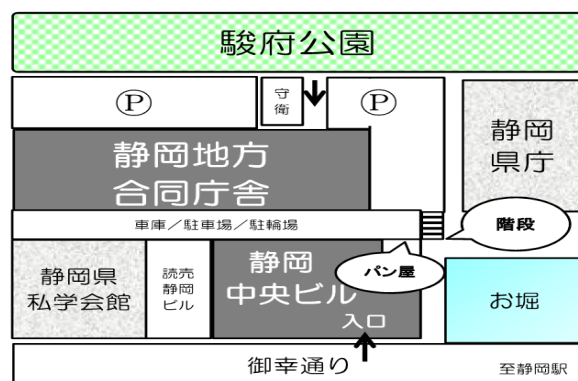
静岡労働局「雇用調整助成金センター」を5月11日に新設しました

新型コロナウイルス感染症の影響で急増している雇用調整助成金の相談・申請・審査・支給を一元的に実施するため、静岡労働局では、令和2年5月11日（月）から「雇用調整助成金センター」を新設しました。

専用電話番号 054-653-6116

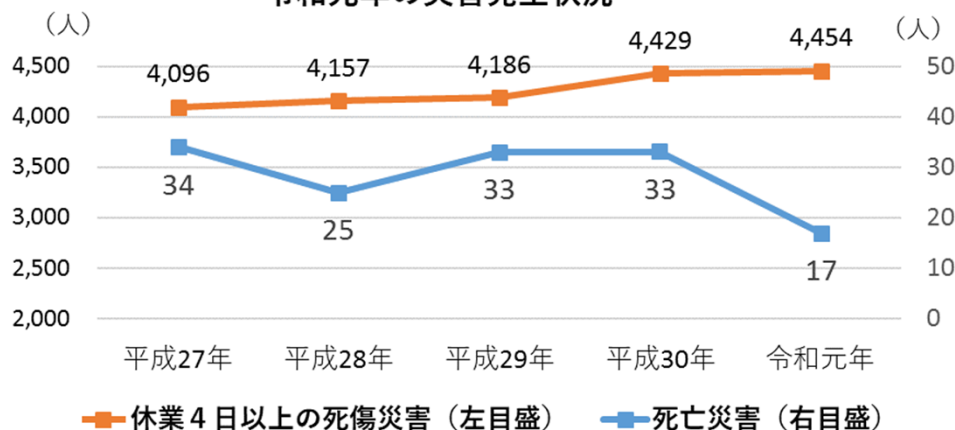
所在地 静岡市葵区追手町9-15

静岡中央ビル5階



令和元年の労働災害発生状況について

令和元年の災害発生状況



令和元年における静岡県内の労災死亡数は前年より48.5%減少の17人で過去最少となりました。

死者と休業4日以上を負傷者数を足した死傷者数は4,454人となり、前年より0.56%増加しました。

業種別の死傷者数は、「建設業」、「商業」が増加しています。

事故の状況のうち、「転倒」が2年連続で1000件を超え、最も多くなっており、他に「はさまれ・巻き込まれ」、「動作の反動・無理な動作」の増加が顕著となっています。



「ぬかづけ」とは、「ぬれた場所」、「かいたん」、「かたづけられていない場所」といった転倒リスクが高い場所を現した言葉で、「日本転倒予防学会」（理事長：武藤芳照氏）が主唱しているものです。

新型コロナウイルス感染症影響に伴う静岡労働局の対応について

雇用調整助成金の特例を更に拡充しました

令和2年4月8日以降の休業に遡及して、雇用調整助成金の特例措置を更に拡充しました。

(1) 中小企業が都道府県知事からの休業要請を受ける等、一定の要件を満たす場合は、休業手当全体の助成率を特例的に100%とします。

休業等要請を受けた中小企業が解雇等を行わず雇用を維持している場合であって、下記の要件を満たす場合には、休業手当全体の助成率を特例的に100%とします。

○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき都道府県対策本部長が行う要請により、休業又は営業時間の短縮を求められた対象施設を運営する事業主であって、これに協力して休業等を行っていること

○ 以下のいずれかに該当する手当を支払っていること

① 労働者の休業に対して100%の休業手当を支払っていること

② 上限額（8,330円）以上の休業手当を支払っていること（支払率が60%以上の場合に限る）

(2) (1)に該当しない場合であっても、中小企業が休業手当を支給する際、支払率が60%を超える部分の助成率を特例的に100%とします。

中小企業が解雇等を行わず雇用を維持し、賃金の60%を超えて休業手当を支給する場合、60%を超える部分に係る助成率を特例的に100%とします。

■ 適用日 令和2年4月8日以降の休業等に遡及（4月8日以降の期間を含む支給単位期間に適用）

■ 対象労働者1人1日当たり8,330円が上限です。

最新の情報は厚生労働省HPをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

雇用調整助成金の申請書類を簡素化しました

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置に関する申請書類等については大幅に簡素化し、事業主の申請手続きの負担軽減と支給事務の迅速化を図りました。

◆ 支給までの流れ

【通常時】

【計画届事後提出時】

1～3 判定基礎期間
(1か月単位で1～3か月)

計画届

休業等実施

判定基礎期間
終了後2か月以内に
申請

計画届

支給申請

支給・不支給

記載事項を約5割削減(73事項→38事項に削減(▲35事項))

- ・ 残業相殺制度を当面停止(残業時間の記載不要に)
- ・ 自動計算機能付き様式の導入により記載事項を大幅に削減

記載事項の大幅な簡略化

- ・ 日ごとの休業等の実績は記載不要(合計日数のみで可)

添付書類の削減

- ・ 資本額の確認の「履歴事項全部証明書」等を廃止
- ・ 休業協定書の労働者個人ごとの「委任状」を廃止
- ・ 賃金総額の確認のための「確定保険料申告書」を廃止(システムで確認)

添付書類は既存書類で可

- ・ 生産指標→「売上」が分かる既存の書類で可
- ・ 出勤簿や給与台帳でなくても、手書きのシフト表や給与明細でも可

計画届は事後提出可能(～6月30日まで)

働き方改革推進支援助成金の特例コース

新型コロナウイルス感染症対策として、テレワークの新規導入やお子さまの休校・休園に関する特別休暇の規定整備に取り組む中小企業事業主を支援する「働き方改革推進支援助成金（テレワークコース、職場意識改善特例コース）」です。計画の事後提出を可能にし、2月17日以降の取組で交付決定より前のものも助成対象とします。

	新型コロナウイルス感染症対策のための テレワークコース	職場意識改善特例コース
お問い合わせ先	テレワーク相談センター ☎ 0120-91-6479	雇用環境均等室 ☎ 054-252-5310

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

令和2年2月27日から6月30日までの間に子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法の年次有給休暇とは別に有給の休暇を取得させた事業主に対する助成金です。

	新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金	
お問い合わせ先	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎ 0120-60-3999	受付時間：9:00～21:00 (土日・祝日含む)

令和2年度 労働保険の年度更新について

令和2年度労働保険料等の申告・納付期限が令和2年8月31日まで延長されました

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた措置です。なお、延納（分割納付）をしている場合の第2期以降の納期限については従来どおりとなります。

	従来	延長後
申告期限	令和2年6月1日～同年7月10日	令和2年6月1日～同年8月31日
納付期限 《全期・第1期》	令和2年7月10日	令和2年8月31日

コールセンター 開設します 0120-560-710 5/29～7/14（土日祝除く。） 9:00～17:00



出張受付 実施します

* 静岡労働局内及び県内各労働基準監督署では随時受付しております。会場は決まり次第ホームページ等でお知らせします。
※ご注意ください 上記会場は大変混雑するため、申告書受付のみ行い、保険料納付はできません。保険料の納付は「お近くの金融機関」をお願いいたします。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、中止する場合がございます。

労働保険料等の納付猶予の特例について

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方にあつては、申請により、労働保険料等の納付を、**1年間猶予**することができます。この納付猶予の特例が適用されると、**担保の提供は不要**となり、**延滞金もかかりません**。

詳しい内容は、厚生労働省HPをご参照願います。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10647.html

令和2年度 電子申請利用促進月間

厚生労働省では、昨年度に引き続き、令和2年度においても5月を電子申請利用促進月間とし、周知広報を実施します。

令和2年5月以降、厚生労働省ホームページ内で、労働保険の電子申請に係る特設WEBページを公開します。

なお、令和2年度4月から**特定の法人**が労働保険等に関する**一部の手続**を行う場合には、電子申請が義務化されました。

特設WEBページ（URL）

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei/tokusetusaito.html



各種賃金調査への協力をお願い

静岡労働局では、5月～7月にかけて、

「賃金構造基本統計調査」及び「賃金改定状況調査」・「最低賃金に関する基礎調査」を実施します。

県内の事業所から、一定の抽出方法に基づき、各業種、規模ごとに無作為に抽出された事業所を調査対象事業所としてお願いしております。調査対象となりました事業所の皆様には、お忙しいところ誠に恐縮ですが、各調査に設定されております期限までに、御報告いただきますよう御協力の程よろしくお願い申し上げます。

賃金構造基本統計調査

わが国の労働者の賃金等の実態を明らかにすることを目的に実施し、民間企業、各種政策及び行政等における賃金関係の極めて重要な基礎資料として活用されております。

最低賃金に関する実態調査 （「賃金改定状況調査」及び「最低賃金に関する基礎調査」）

中央最低賃金審議会及び静岡地方最低賃金審議会において、最低賃金額の決定及び改正等を審議するための極めて重要な資料として活用されております。

※これらの調査結果について、統計以外の目的に使用されることは一切ありません。

また、賃金室では各種賃金調査結果や賃金・労働条件等に関する労働統計調査結果を取りまとめた小冊子「静岡県における賃金事情」（右図）を作成しております。

小冊子は当局ホームページ（賃金室ページ）に掲載していますので、御活用ください。

静岡県の賃金事情はこちらから

<https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/roudoukyoku/roudou/chingin/chinginjjjo.html>



「外国人労働者労働相談コーナー」を拡充しました

静岡労働局では、増加する外国人労働者に対する支援を拡充するため、労働基準部監督課の「外国人労働者労働相談コーナー」において、英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語による相談対応を行っています。

各コーナーの対応可能な言語や相談曜日・開設時間は以下のとおりです。

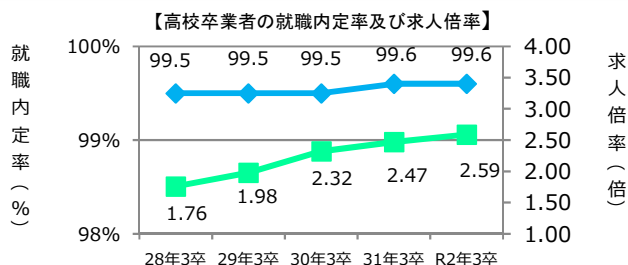
※赤字が拡充部分

相談コーナー 設置場所	対応言語	相談曜日	開設時間
静岡労働局 監督課	英語	月・火・金	10時～16時
	中国語	水	10時～15時30分
	スペイン語	水・木	10時～16時
	ポルトガル語	月・火・水・木・金	10時～16時
	ベトナム語	金	10時～15時30分
浜松監督署	ポルトガル語	月・火・水・木・金	10時～16時
磐田監督署	ポルトガル語	月・水・木	10時～16時
島田監督署	スペイン語	月・火・金	10時～16時
	ポルトガル語	月・火・金	10時～16時
三島監督署	英語	水・木	10時～16時

令和2年3月新規学校卒業者の就職内定状況等（3月末）

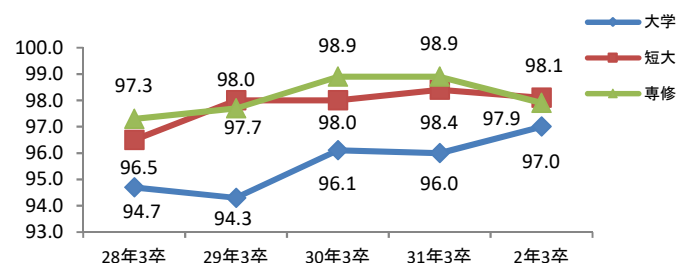
高校の就職内定率は、前年同期と同水準で過去最高を継続
求人倍率は3年連続で過去最高を更新

令和2年3月 高校卒業者の就職内定状況等を調査したところ、令和2年3月末現在における県内高校生の就職内定率は99.6%で、前年同期と同水準となり過去最高を継続しました。求人倍率は2.59倍となり、過去最高を3年連続で更新しました。
※調査開始は（平成9年3月卒）以降



大学及び短期大学の就職内定率は過去2番目、専修学校は過去4番目の水準！

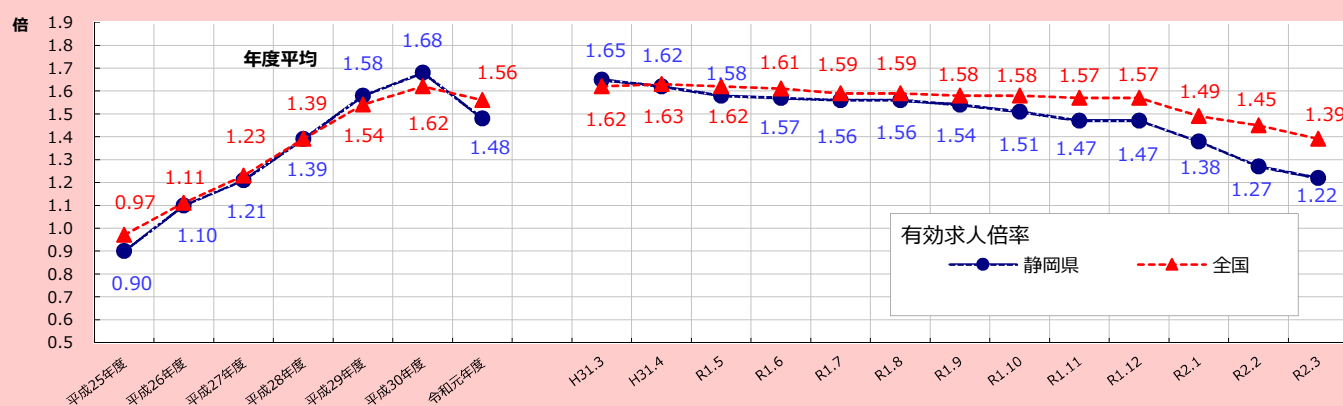
令和2年3月、大学・短期大学・専修学校卒業者の就職内定状況を調査したところ、令和2年3月末現在における就職内定率は大学97.0%、短期大学98.1%、専修学校97.9%で、調査開始（平成7年3月卒）以降、大学及び短期大学で過去2番目、専修学校は過去4番目となりました。



静岡県有効求人倍率（令和2年3月）

＜雇用情勢の概況＞ 県内の雇用情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響により、注意を要する状態にある

有効求人倍率（季節調整値）は1.22倍(全国31位)となり、前月を0.05ポイント下回った。2か月連続で1.2倍台となった。



編集/発行

静岡労働局 雇用環境・均等室 〒420-8639 静岡市葵区追手町9番50号（静岡地方合同庁舎5階）

T E L <054>252-5310 F A X <054>252-8216

<https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/>